

三木市・吉川町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約第15条の規定により、三木市・吉川町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、三木市と美嚶郡吉川町(以下「両市町」という。)の負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算案を編成し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項の規定を適用する。

4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに両市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算の流用及び充用)

第4条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時的かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつ

かさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを両市町の長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、三木市の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 会議費
		2 調査研究費
		3 広報公聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費